

《高齢者生協ほみ初任者研修冬期通信講座》 学則

第 1 条 開講の目的

- (1) 地域での介護従事者の充実を計り、高齢者や障がい者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスや施設内における介護・介助を提供するために必要な知識や技術・倫理性を有する介護員の養成をはかる。
- (2) 介護職の基本資格である初任者研修を修了することにより、慢性的人材不足である介護・福祉業界への就業者の増加を促す。

第 2 条 研修の実施施設

- (1) この研修の実施施設は愛知県高齢者生活協同組合（以下、当組合とする）とする。
- (2) この研修の研修名
「高齢者生協ほみ初任者研修冬期通信講座」

第 3 条 実施場所

学科・実技（演習）については、
豊田市保見ヶ丘 5-1 FOXTOWN1 階
「高齢者生協ケアセンターほみ」内研修室にて実施する。

第 4 条 講師氏名・訓練日程

別紙「研修日程表」のとおりとする。

第 5 条 施設実習

希望者には随時対応する。この場合別途実習費用（本人負担）が発生する。

第 6 条 訓練期間

令和 6 年 1 月 7 日～令和 6 年 4 月 21 日
(原則日曜日の計 16 回)

第 7 条 カリキュラム及び使用する教材

- (1) 介護職員初任者研修課程については、厚生労働省の定める必修科目をす

べて網羅したものとする。

- (2) 詳細なカリキュラムについては別紙「研修日程表」のとおりとする。
- (3) 使用する教材については、
 - ・ 「介護職員初任者研修課程テキスト」 1～3（長寿社会開発センター）を基本にし、他に各担当講師独自のレジユメ等を使用する。

第 8 条 研修修了の認定方法

- (1) 研修については、学科、実技、実習共、全て受講することを原則とする。
- (2) 科目 9 の終了評価は生活支援技術の習得状況を生活支援技術チェックシートで評価します。
- (3) 修了試験での評価点が学科及び実技演習とも、上位より
A 90 点以上、B 80～89 点、C 70～79 点、D 70 点未満、
でC以上であること。
(修了試験の評価基準は 100 点を満点評価としている)

◎以上をもって修了と認定し、修了証明書および携帯用修了証明書を発行する。

- (4) 修了試験において合格点に至らない受講生については再試験を行い基準達成を目指す。

第 9 条 募集時期

令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 1 月 6 日

第 10 条 受講対象者

- (1) 介護・福祉関連への就業希望者。
- (2) 受講生に科目免除の適用はしない。
- (3) 当組合に受講申し込みを行い受講料支払いを完了しているものに受験資格があるとする。
- (4) 受講までに本人確認をする方法として下記のように行う。
戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の提出
住民基本台帳カード、在留カード、健康保険証、運転免許証、
パスポート、年金手帳、国家資格を有する者については免許書、
マイナンバーカード表面の何れかの提示。

第 11 条 受講定員

- (1) 受講定員は 12 名とする。
- (2) 応募者が 12 名を越えた場合、応募者全員に対して実施する適正検査(日

本語能力テスト、面談)の合格者の内から評価点の高い者順に入校者を決定する。

第12条 合否決定

- (1) 適正検査(日本語能力テスト・面談)の評価が合格点に達した者。
- (2) 適性検査実施の際には免許証、パスポート、健康保険証等公的証明書にて本人確認を行う。
- (3) 適正検査実施日については受講生の都合等相談の上決定する。

第13条 受講料

- (1) 一人当たり¥42,124(テキスト代金¥7124込み)を支払うものとする。
- (2) 受講料は事前及び研修初日に実施施設まで持参、又は事前に振込みにて支払うものとする。
- (3) その他、企業実習を希望する受講生には別途実費1~2万円(実習費、交通費、健康診断費など)が発生する。

第14条 研修の中止

募集締切時の応募者が5名以下の場合には研修の実施を中止する場合がある。

第15条 研修欠席者

- (1) 研修は全て受講することが原則であるが、受講生が止むを得ない理由にて欠席する場合は、所定の用紙にその理由を付して速やかに当組合に届け出なければならない。
- (2) 学科・演習については、欠席した総時間数が13時間までは下記方法に於いて補講(1時間1,000円)を実施する。
 - ・学科：別途時間を設けての学科実施
 - ・演習：別途時間を設けての演習実施
- (3) 演習については、欠席はなくとも実技演習の習得が不完全であると判断した受講生について、補講(無料)を行う場合がありうる。

第16条 出席停止

受講生がインフルエンザ等の感染症にかかり、またはその恐れがある場合は、当組合はその受講生に対し出席停止を命じることができる。

第17条 身上異動の届け出

受講生は受講期間中、住所または身上に異動があったときには、その都度速やかに当組合まで届け出なければならない。

第18条 退学

- (1) 退学しようとする者は、事前に当組合まで申し出を行い、所定の用紙にて申請、受諾の手続きを行わなければならない。
- (2) この場合受講料の返金は行わない。

第19条 受講打ち切りについて

受講生で次の各号に該当する者においては、指導、勧告の後、それでも改善の見込みが見られない場合はこれを退校させることができる。

- (1) 受講態度不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 当組合及び講習の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者。
- (3) この場合受講料の返金は行わない。

第20条 災害時等非常時の対応。

- (3) 暴風警報が発表された対象区域に研修実施施設が含まれる場合は、暴風警報が発表された時刻から解除（強風注意報に切り替えられたときを含む）された時刻の2時間後まで研修を中止する。この場合、研修の中止は研修時間（時限）単位とする。ただし午前11時まで解除されない場合はその日の研修は中止とする。
- (4) (1) 及びその他不慮の事態（講師の急病、交通機関の麻痺など）による休校については原則的に別日程（土日含む）を組むことによって講座を実施する。
- (5) 天変地異等不足の事態の場合は研修自体を中途であっても中止とする場合も有りうる。
- (6) 上記いずれの場合も当組合より情勢が判明した時点で受講生へ個別に連絡を行うので、受講生には入校時に非常時の連絡先の明示を求める。

第21条 個人情報の取扱

- (1) 受講生の個人情報については当研修の実施に関わる実務以外には一切利用しない。
- (2) 受講生に関する外部からの問合せには一切対応しない。
- (3) 受講生の個人情報に関わる書類等について、実施機関に保存義務のあ

- るもの以外は研修修了後に速やかにシュレッダー等にて処分する。
- (4) 受講生は当研修にて知り得た個人情報については一切口外してはならない。

第22条 修了証書の交付と報告

研修の修了を認められた者に対しては、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付するとともに、愛知県知事に対して、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、年齢等必要事項を記載した名簿を報告したうえで、事業者において永年保管

する。

第23条 苦情の対応について

本研修に関する苦情については下記の者が対応する。

研修実施担当者：愛知県高齢者生活協同組合 本部事務局 河合 邦昌
Tel 052-331-4853
Fax 052-331-2735
月～金 9：00～18：00

第24条 問い合わせの対応について

本研修に関する紙面および口頭による問い合わせについては下記の研修実施担当者及び実施施設担当者が対応する。

研修実施担当者：愛知県高齢者生活協同組合 本部事務局 河合 邦昌
山下 陽子 (副)
Tel 052-331-4853
Fax 052-331-2735
月～金 9：00～18：00

研修実施施設担当者：高齢者生協ケアセンターほみ 上江洲 恵子
藤田 パウロ (副)
Tel 0565-43-3006
Fax 0565-43-3007
月～金 9：00～18：00

付 則

- ・その他必要な項目については都度紙面、口頭にて告知する。

- ・この学則は令和 5 年 12 月 1 日より施行する。